

会津若松市競争入札心得

(平成13年3月6日決裁)

(平成17年9月20日決裁)

(平成18年12月28日決裁)

(平成19年12月28日決裁)

(平成21年6月18日決裁)

(平成23年3月22日決裁)

(平成23年12月1日決裁)

(平成25年8月22日決裁)

(平成29年2月17日決裁)

(平成30年3月15日決裁)

(令和5年12月26日決裁)

(趣旨)

第1条 会津若松市の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取り扱いについては、法令の定めるもののほかこの心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(入札等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、特約条項、契約の方法及び入札条件を熟知の上、入札しなければならない。

2 工事請負契約の入札参加者については、前項に加え、設計図書等及び現場等を熟知するとともに、会津若松市工事請負契約約款を熟知の上入札しなければならない。

3 入札参加者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするただし、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）及び電子入札による場合は、この限りでない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を当該代理人に持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札の代理人とすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり

代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書をいったん提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる

2 入札参加者が、入札を辞退するときは、入札辞退届(別記様式)又はその旨を明記した入札書を提出することにより申し出るものとする。ただし、電子入札による場合は、会津若松市電子入札実施要領(平成25年8月16日決裁。以下「市電子入札要領」という。)第4条、第12条及び第13条の規定によるものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札等の取りやめ等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入札執行前又は執行中において、当該入札を延期する、又は取りやめることができる。

(1) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(2) 公告、設計図書、仕様書又は予定価格の積算等に誤りが認められたとき。

(3) 制限付一般競争入札及び公募型指名競争入札においては入札参加者がいない場合、指名競争入札においては入札参加者が1者以下になった場合(次条各号に該当して無効の入札となったことにより1者以下となった場合を除く。)

(4) 天災その他の災害等が発生した場合。

(5) その他適正な入札を執行できないおそれがあると認められる場合。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札参加の資格のない者の行った入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の日時まで所定の入札保証金を納めず、又は不足する者の行った入札

(4) 郵便入札を認めない場合における郵便入札

(5) 入札書が所定の日時まで所定の場所に到着しない入札

(6) 記名押印を欠く入札

(7) 入札書の文字及び記号について鉛筆等消滅しやすい方法で記入された入札

(8) 金額を訂正した入札

(9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (10) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の行った入札
- (11) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人となった者の行った入札
- (12) 同一事項の入札に参加する複数の者の関係が次のいずれかに該当する者が行った入札。
ただし、開札までに該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は有効とする。
 - ア 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ウ 一方の会社の役員（代表権を有する取締役、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社の取締役を除く。）、指名委員会等設置会社の執行役又は代表執行役、法人格のある各種組合の理事等及びこれらと同等の職務権限等を有する者をいう。以下同じ。）が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (13) 同一事項の入札について組合及びその組合員が行った入札
- (14) 同一事項の入札について共同企業体とその構成員又は同一の構成員が重複して結成している共同企業体同士が行った入札
- (15) 連合（談合）その他の不正行為によってなされたと認められる入札
- (16) 民法上入札が無効として扱われる入札
- (17) 前各号に掲げるもののほか、法令又は市が指定した事項に違反した入札
（落札者の決定）

第8条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者（入札参加資格を有していると認められた者に限る。）を落札者とする。

- 2 地方自治法施行令第167条の10の2に規定する入札（以下「総合評価方式」という。）にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者（入札参加資格を有していると認められた者に限る。以下「最高評価値入札者」という。）を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定による契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合において、最高評価値入札者の入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該最高評価値入札者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を実施し、おそれがないと認めるときは、当該最高評価値入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、落札者とししないものとする。
- 3 前項の規定により最高評価値入札者を落札者とししない場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最高評価値入札者の次に評価値が高い者（以下「次順位者」という。）の入札価格が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位者（入札参加資格を有していると認められた者に限る。）を落札者と決定する。また、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る入札であったときには、前項の規定を準用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者の入札価格が、

会津若松市建設工事低入札価格調査取扱要領（平成23年3月17日決裁）第4条第1項に定める失格基準価格を下回る価格であるときは、第2項の調査を行わず、当該入札者を落札者とししないものとする。

5 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定を適用した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低価格をもって申し込みした者を落札者とする。

6 落札となるべき同価の入札をした者（総合評価方式にあっては、最高評価値入札者）が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において当該入札をした者のうちくじを引かない者があるとき又は郵便入札等のため、当該入札を行った者が開札に立ち会わないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。ただし、電子入札による場合は、市電子入札要領第12条から第14条までの規定によるものとする。

7 前2項の規定は、開札後において入札参加資格審査を行う制限付一般競争入札について準用する。この場合において同項中「落札」とあるのは、「落札候補」と読み替えるものとする。

（再度入札等）

第9条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札の回数は原則として1回とする。なお、再度の入札において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、必要に応じて、2回目の再度入札を行う。

3 再度入札により落札者がいないときは、予定価格と最低入札価格との差が小額で随意契約ができると認められるときを除き、再度公告、指名替え等により改めて入札を行う。

4 初回の入札に参加しなかった者及び無効入札をした者は、再度入札に参加することができない。

5 郵便入札又は電子入札に付した場合の入札回数は、初度のみの1回とする。ただし、最低制限価格又は低入札価格調査の失格基準価格を下回る入札者（以下「当該者」という。）が2者以上生じ入札不調となった場合は、当該者のみによる再度の入札を行うものとする。

（契約保証金）

第10条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

（契約書等の提出）

第11条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約権者が指示する契約書の案に記名押印し、関係書類を添えて速やかに契約権者に提出しなければならない。

2 契約書の作成を要しない場合において、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。

（異議の申立て）

第12条 入札参加者は、入札後、この心得の不明を理由として異議を申し立てることができない。

（補則）

第13条 この心得に疑義がある場合、入札参加者は、その疑義について入札前において質問をすることができる。

附 則

この心得は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

この心得は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、決裁の日から施行する。

附 則

この心得は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市一般競争入札心得の規定は、この心得の施行の日以後に締結する契約について適用する。

(施行期日)

1 この心得は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市一般競争入札心得の規定は、この心得の施行の日以後に締結する契約について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、令和6年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市競争入札心得の規定は、この心得の施行の日以後に締結する契約について適用する。

3 この心得の施行の際現に作成されている改正前の様式は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。